

# 岐阜県立多治見病院臨床倫理に関する審議手順書

## (目的)

- 第1条 岐阜県立多治見病院（以下、「当院」という。）で行われる医療行為が、倫理的配慮の下に行われ、患者の人権及び生命尊厳の擁護に寄与する事を目的として、「岐阜県立多治見病院臨床倫理に関する審議手順書（以下、「本手順書」という。）」を定める。
- 2 前項の目的を達成するため、岐阜県立多治見病院倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

- 第2条 当院で行う医療行為において生じる、又は生じる可能性の高い次の各号の倫理的な問題について、当院に所属する職員から審議の申請をされた時には、院長の諮問に基づいて審議し、その結果を答申するものとする。ただし、ヒトを対象とする医学研究に関わる事案及び治験は審議対象としない。
- 一 日常の診療行為における倫理的問題
  - 二 通常診療の範囲を超えた診療行為等に関する倫理的問題
  - 三 脳死下での臓器提供における倫理的問題
  - 四 その他委員長が必要と認める事項
- 2 前項に係る事項には以下の内容が含まれる
- 一 終末期医療、DNAR、宗教的理由による輸血拒否、遺伝子診断・治療、胎児出生前診断に関すること
  - 二 診療情報・患者情報等の使用・取扱いと守秘義務に関すること
  - 三 未承認新規医薬品及び保険適用外医薬品の使用
- 3 高難度及び当院新規または保険適用外医療技術・高度管理医療機器、保健適応外医療技術、新規高度管理医療機器については当院の診療委員会及び医療機器整備委員会が第一義的に取扱うべき事項で、審議依頼があった場合又は何らかの疑義が生じた場合を除き、原則として当委員会では扱わないものとする。

## (申請)

- 第3条 第2条の所掌事項にある医療行為（以下、「当該医療行為」という。）については、委員会の審議日の7日前までに「倫理委員会審議申請書（様式3-1）」を委員会事務局に提出しなければならない。

## (委員会・審議)

- 第4条 委員会の組織及び審議については「岐阜県立多治見病院倫理委員会規約」に基づいて行う。
- 2 申請者は、原則として委員会に出席し、審議内容に関する説明を行い、委員からの質疑に応じなければならない。ただし、委員会の審議の決定の場に同席してはならない。

## (迅速審議)

第5条 次に掲げるいずれかに該当する審議については、迅速審議とすることができる。ただし、迅速審議では判断が困難な場合は、改めて委員会における審議を求めることができる。

- 一 他の機関と共同して実施される事項であって、既に当該事項について他の機関において倫理委員会の審議を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審議
- 二 委員会において既に適当である旨の意見を得ている審議事項であって、その内容の軽微な変更に関する審議
- 三 所掌事項で、緊急性を伴い、単発的な事項に関する審議

(審議結果報告及び審議結果通知)

第6条 委員長は、「臨床倫理審議答申書(様式3-2)」により審議結果を院長に答申する。院長は答申を受けて申請者に「臨床倫理審議結果通知書(様式3-3)」により、当該医療行為の実施の可否を通知する。

2 申請者は、委員会で承認された後、当該医療行為を実施することができる。

(記録の保存)

第7条 委員会が審議を行った審議資料・審議記録は当該審議事項の終了について報告された日から5年を経過した日又は当該審議事項の結果の最終の公表について報告された日から3年を経過した日のいずれか遅い日までの期間、適切に保管するものとする。

(手順書の改定)

第8条 本手順書は、必要に応じて見直しを行うものとし、委員会での承認を得たうえで、院長が通達する。

附則 この手順書は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この手順書の一部を改定し、平成27年8月17日から施行する。

附則 この手順書の一部を改定し、平成27年10月1日から施行する。

附則 この手順書の一部を改定し、平成28年8月19日から施行する。

附則 この手順書の一部を改訂し、平成30年10月1日から施行する。

\*受付番号

様式 3 - 1

西暦 年 月 日

## 倫理委員会審議申請書

岐阜県立多治見病院  
院長 近藤 泰三 様

申請者 所属  
職名  
氏名 印

審議事項の名称

審議申請内容

- (注) 1. \*は記入しないこと。  
2. 紙面が足りない場合は別紙に記載すること。

受付番号	
------	--

西暦 年 月 日

## 臨床倫理審議答申書

岐阜県立多治見病院  
院長 近藤 泰三 様

岐阜県立多治見病院倫理委員会  
委員長 伊藤 淳樹

受付番号 \_\_\_\_\_

審議事項の名称 \_\_\_\_\_

上記の審議事項に関する内容について、当委員会において下記のとおり審議しましたので答申します。

### 記

西暦	年	月	日	開催の委員会にて審議

受付番号	
------	--

様式 3 - 3

西暦 年 月 日

## 臨床倫理審議結果通知書

申請者

様

岐阜県立多治見病院

院長 近藤 泰三

受付番号 \_\_\_\_\_

審議事項の名称 \_\_\_\_\_

上記の審議事項に関する内容について、倫理委員会から下記のとおり答申を受けましたので通知します。

### 記

西暦	年	月	日	開催の委員会にて審議